

資料4

CO₂ネットゼロ社会づくりへ向けた税制に関する状況等

我が国のいわゆる「環境関連税制」について



税目 (課税主体)	課税対象	税率	税収 (令和2年度予算)	使途
揮発油税 (国)	揮発油 製造場から移出し、又は保税地域から 引き取るもの	48.6円/ℓ (本則:24.3円/ℓ)	22,040億円	一般財源
		5.2円/ℓ (本則:4.4円/ℓ)	2,358億円	一般財源(都道府県、指定市及び市町村の一般財源としての全額譲与)
石油ガス税 (国)	自動車用石油ガス 充てん場から移出し、又は保税地域から 引き取るもの	17.5円/kg	120億円	一般財源(税収の1/2は都道府県及び指定市の一般財源としての譲与)
軽油引取税 (都道府県)	軽油 特約業者又は元売業者からの引取りで当該 引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの	32.1円/ℓ (本則:15.0円/ℓ)	9,641億円	一般財源
航空機燃料税 (国)	航空機燃料 航空機に積み込まれるもの	18.0円/ℓ ※令和4年3月までの特例税率 (本則:26.0円/ℓ)	694億円	空港整備等(税収の2/9は空港関係市町村及び空港関係都道府県の空港対策費として譲与)
石油石炭税 (国)	原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭 採取場から移出し、又は保税地域から 引き取るもの	<ul style="list-style-type: none"> 原油、石油製品 2,040円/kℓ LPG、LNG等 1,080円/t 石炭 700円/t 	6,550億円	燃料安定供給対策 (石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図るための、石油及び天然ガス等の開発、備蓄などの措置) エネルギー需給構造高度化対策 (内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るための、省エネルギー・新エネルギー対策等の措置及びエネルギー起源CO ₂ 排出抑制対策などの措置)
		CO ₂ 排出量に応じた税率を上乗せ ※H24.10施行。3年半かけて税率を段階的に に引き上げ		
電源開発促進税 (国)	販売電気 一般電気事業者が販売するもの	375円/1,000kwh	3,150億円	電源立地対策 (発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付及び発電用施設の 周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供 する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置) 電源利用対策 (発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供 給の円滑化を図るための財政上の措置) 原子力安全規制対策 (原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための措置(独立行政法人原 子力安全基盤機構に対する交付金の交付を含む。))

計 4兆4,553億円

自動車重量税 (国)	自動車 自動車検査証の交付等を受ける検査自動車 及び車両番号の指定を受ける届出軽自動車	[例]乗用車 車両重量0.5tにつき ・自家用 4,100円/年(本則:2,500円) ・営業用 2,600円/年(本則:2,500円)	6,799億円	一般財源(税収の15/1,000を都道府県の一般財源として譲与、税収(本則)の333/1,000、税収(当分の間)の407/1,000を市町村の一般財源として譲与) 税収の一部を公害健康被害の補償費用として交付	
自動車税 (都道府県)	環境性能割 ※令和元年10月1日 から	自動車 取得する自動車	[例]乗用車・自家用 ・環境性能に応じ 取得価額の0~3% (令和元年10月1日~令和2年9月30日は同0~2%)	1,214億円	一般財源(税収の47/100は市町村に交付)
	種別割 ※令和元年9月30日 までは自動車税	自動車 4月1日に所有する乗用車、トラック等	[例]乗用車・自家用 総排気量1.5~2ℓ ・令和元年10月1日以後新車新規登録 36,000円/年 ・令和元年9月30日以前 " 39,500円/年	15,294億円	一般財源
軽自動車税 (市町村)	環境性能割 ※令和元年10月1日 から	自動車 三輪以上の軽自動車	[例]乗用車 ・環境性能に応じ 取得価額の0~2% (令和元年10月1日~令和2年9月30日は同0~1%)	118億円	一般財源
	種別割 ※令和元年9月30日 までは軽自動車税	自動車 4月1日に所有する軽自動車、原動機付自 転車等	[例]乗用車・自家用 ・平成27年4月1日以後新車新規登録 10,800円/年 ・平成27年3月31日以前 " 7,200円/年	2,755億円	一般財源

計 2兆6,180億円

税制全体のグリーン化検討会(第1回令和2年7月17日開催、環境省所管)資料5より

⇒環境省では、エネルギー課税(産業部門関係)と車体課税(運輸部門関係)について検討されているが、業務部門や家庭部門に係る税制(住宅・土地税制)の検討が十分でないように見受けられる。

住宅・建築物における省エネ化の取組（建築物省エネ法の見直し）



	法制定時（H27.7公布）		法改正後（R1.5公布）	
	建築物	住宅	建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】 (H29.4施行)	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】 (H29.4施行)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】 所管行政庁の審査手続を合理化 ⇒ 監督（指示・命令等）の実施に重点化
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】		適合義務 【建築確認手続きに連動】 (R3.4施行)	
小規模 (300㎡未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ性能向上】 トップランナー制度※ 【トップランナー基準適合】 (H29.4施行) 対象住宅 持家 建売戸建	努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主への説明義務 (R3.4施行)	努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主への説明義務 トップランナー制度※ 【トップランナー基準適合】 対象の拡大 対象住宅 持家 建売戸建 注文戸建 貸家 賃貸アパート

※大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合、国土交通大臣の勧告・命令等の対象とする。

脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会(第1回令和3年4月19日開催、国交省所管)国交省説明資料より

⇒住宅も含めた省エネ基準適合義務の対象範囲の拡大等について議論が進んでいる。

住宅の更なる省エネ・省CO₂化に向けて

3省による支援制度

		戸建て住宅				集合住宅			
区分		LCCM住宅 (ライフサイクルカーボンマイナス住宅) 使用段階のCO ₂ 排出量に加え資材製造や建設段階のCO ₂ 排出量の削減、長寿命化によりライフサイクル全体(建築から解体・再利用などまで)を通じたCO ₂ 排出量をマイナスにする住宅	次世代ZEH+ (次世代ゼッチプラス) 現行のZEHより省エネをさらに深掘りするとともに、再生エネなどのさらなる自家消費拡大を図り、需給一体型を目指したZEH	ZEH+ (ゼッチプラス) 外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、効率的な設備システムの導入により、室内空間の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した住宅(ZEH)	ZEH (ゼッチ) 外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、効率的な設備システムの導入により、室内空間の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した住宅(ZEH)	ZEH-M (ゼッチマンション) 先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入などにより、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した集合住宅			
補助事業名称		サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型) 国土交通省	次世代ZEH+実証事業 経済産業省	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業 環境省	地域型住宅グリーン化事業 国土交通省	超高層ZEH-M実証事業 経済産業省	集合住宅の省CO₂化促進事業(高層ZEH-M支援事業) 環境省		
対象となる住宅		LCCM住宅(さらに省CO ₂ 化を進めた先導的な住宅)	再生エネなどのさらなる自家消費の拡大を目指した次世代ZEH+	より高性能なZEH(ZEH+)	注文・販売住宅におけるZEH 中小工務店などによる木造住宅のZEH	住宅用途部分が21層以上におけるZEH-M	住宅用途部分が6~20層におけるZEH-M	住宅用途部分が1~5層におけるZEH-M	
外皮性能	外皮性能	強化外皮基準	強化外皮基準 ※選択要件で「外皮性能のさらなる強化」を選択した場合を除く	強化外皮基準	強化外皮基準	全住戸において強化外皮基準			
	太陽光発電などを除く一次エネルギー消費量	省エネ基準から▲20%以上	省エネ基準から▲25%以上	省エネ基準から▲20%以上	省エネ基準から▲20%以上	共用部を含む住棟全体について、省エネ基準から▲20%以上			
太陽光発電を含む一次エネルギー消費量	原則	省エネ基準から▲100%以上				省エネ基準から▲100%以上			
	原則以外	—	寒冷、低日射、多雪地域においては、Nearly ZEH+(省エネ基準から▲75%以上)での申請も可能	寒冷、低日射、多雪地域においては、Nearly ZEH(省エネ基準から▲75%以上)での申請も可能	寒冷、低日射、多雪地域においては、Nearly ZEH(省エネ基準から▲75%以上)での申請も可能	Nearly ZEH-Mは、省エネ基準から▲75%以上 ZEH-M Readyは、省エネ基準から▲50%以上 ZEHM Orientedは、再生可能エネルギーを加味しない		Nearly ZEH-M(住宅用途部分1~3層)は、省エネ基準から▲75%以上 ZEHM Ready(住宅用途部分4、5層)は、省エネ基準から▲50%以上	
その他		LCCO ₂ 評価の結果が0以下となること	以下のうち、2つ以上を実施 ・外皮性能のさらなる強化 ・高度エネルギーマネジメント(HEMSなど) ・電気自動車への充電	—	・中小住宅生産者、原木供給、建材流通などの関係事業者からなるグループで応募 ・土砂災害特別警戒区域は補助対象外	ZEHデベロッパーが携わり、BELSを用いて広報活動などを行うこと 申請は原則として1棟ごとに受け付け			
		CASBEE B+ランク以上または、長期優良住宅認定	上記に加え ①V2H設備 ②蓄電システム ③燃料電池 ④太陽熱利用温水システムのいずれかを導入	—	—	—			
補助額		上限125万円/戸かつ 掛かり増し費用1/2以内	定額105万円/戸に加え、①~④の設備に係る費用を支援(調整中) (注文住宅、販売住宅、TPOモデル ^{※5} を活用するものに補助件数を設定)	定額105万円/戸 蓄電システム2万円/kWh(上限20万円かつ、補助対象経費の1/3以内 ^{※2})	定額60万円/戸 蓄電システム2万円/kWh(上限20万円かつ、補助対象経費の1/3以内)	上限140万円/戸(施工経験4年以上の事業者は上限125万円/戸)かつ 掛かり増し費用1/2以内	補助対象経費の2/3以内(2か年目(令和4年度)以降は1/2以内を予定)	補助対象経費の1/2以内 ^{※3} かつ 上限8億円/年(3億円/年)	定額50万円 ^{※3} ×住棟に含まれる戸数かつ、 上限6億円/年(3億円/年) 蓄電システム2万円/kWh ^{※3} (上限20万円/戸 ^{※4} かつ 補助対象経費の1/3以内) (住戸部分に限る)
			低炭素化に資する素材を一定量以上使用、または先進的な再生エネルギー利用技術を活用する場合、定額加算 ^{※2}				地域材の活用により 上限20万円加算 三世帯同居への対応または若者・子育て世帯については、加算(調整中)		
備考		事前枠付与方式 ^{※1}	—	—	—	—	—	—	

▶ 募集開始時期および採択時期などは別途公表予定

※1 事前枠付与方式：事業者は建築予定戸数を提案し、採択された戸数の範囲内で要件を満たす住宅に対して補助を受ける方式 ※2 補助額：蓄電システム、低炭素化に資する素材、先進的な再生エネルギー利用技術を導入する際は、環境省「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」「集合住宅の省CO₂化促進事業」のメニューの一部にて支援 ※3 補助額：令和元年度からの継続事業は、同年度の補助率・額から変更なし ※4 補助額：一定の条件を満たす場合は上限24万円/戸 ※5 TPOモデル：居住者以外の第三者が太陽光発電システムの設置に係る初期費用を負担して設備を保有するモデル

背景

ストック重視の住宅政策への転換 [＝住生活基本法の制定(H18.6)]

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(H21.6施行)」に基づく長期優良住宅に係る認定制度の創設

- 長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画を所管行政庁が認定
- 認定を受けた住宅の建築にあたり、税制・融資の優遇措置や補助制度の適用が可能
- 新築に係る認定制度は平成21年6月より、増改築に係る認定制度は平成28年4月より開始

認定基準



＜1＞住宅の長寿命化のために必要な条件

- ① 劣化対策
- ② 耐震性
- ③ 維持管理・更新の容易性
- ④ 可変性 (共同住宅のみ)

＜2＞社会的資産として求められる要件

- ⑤ 高水準の省エネルギー性能
- ⑥ 基礎的なバリアフリー性能 (共同住宅のみ)

＜3＞長く使っていくために必要な要件

- ⑦ 維持保全計画の提出

＜4＞その他必要とされる要件

- ⑧ 住環境への配慮
- ⑨ 住戸面積

特例措置

＜1. 税制＞

【新築】所得税／固定資産税／不動産取得税／登録免許税の特例措置
【増改築】所得税／固定資産税 (平成29年度税制改正による)

＜2. 融資＞

住宅金融支援機構の支援制度による金利の優遇措置

＜3. 補助制度＞

【新築】中小工務店等に対する補助
【増改築】既存住宅の長寿命化に資する取組に対する補助

認定実績

【新築】累計実績 (H21.6～R2.3)

1,132,284戸 (一戸建て：1,110,404戸、共同住宅等：21,880戸)

※R1年度 … 107,295戸 (住宅着工全体の12.1%)

〔一戸建て：106,252戸 (住宅着工全体の24.7%)
共同住宅等：1,043戸 (住宅着工全体の0.2%)〕

【増改築】累計実績 (H28.4～R2.3)

980戸 (一戸建て：935戸、共同住宅等：45戸)

一般住宅・認定長期優良住宅(新築)に係る税制措置



	一般住宅					認定長期優良住宅				
所得税 *1 (住宅ローン減税)	居住開始年	控除対象 限度額	控除率	控除 期間	最大 控除額	居住開始年	控除対象 限度額	控除率	控除 期間	最大 控除額
	H26.4~ R3.12	4000万円	1.0%	10 年間	400万円	H26.4~ R3.12	5000万円	1.0%	10 年間	500万円
	*2					*2				
所得税 *3 (投資型減税)						標準的な性能強化費用相当額(上限650万円)の 10%相当額を、その年の所得税額から控除				
登録免許税	税率の軽減 ①保存登記 1.5/1000 ②移転登記 3.0/1000					税率の軽減 ①保存登記 1.0/1000 ②移転登記 戸建て 2.0/1000 マンション 1.0/1000				
不動産取得税	課税標準から1200万円控除					課税標準から1300万円控除				
固定資産税	【一戸建て】 1~3年目 1/2 軽減 【マンション】 1~5年目 1/2 軽減					【一戸建て】 1~5年目 1/2 軽減 【マンション】 1~7年目 1/2 軽減				

*1 控除額が所得税額を上回る場合は翌年度の個人住民税額から控除(所得税の課税総所得金額の7%(最高13.65万円)の範囲で控除)

*2 ・2020年(R2年)中に入居の場合、控除期間は最大13年間(消費税率10%適用の場合)

・2021年(R3年)中に入居の場合、控除期間は10年間

※新型コロナウイルス感染症関係の適用要件弾力化措置の適用を受ける場合は13年間

※契約期限(R2.10~R3.9(注文住宅の場合)、R2.12~R3.11(分譲住宅等の場合))と入居期限(R4.12)を満たす場合、控除期間は13年間

控除率については、1~10年目は1%、11~13年目は消費税2%分の範囲で減税

*3 控除額がその年の所得税額を超える場合は、翌年分の所得税額から控除

(注) 認定長期優良住宅に係る所得税の特例について、住宅ローン減税と投資型減税は選択制

既存住宅のリフォームに係る主な特例措置

所得税(住宅ローン減税・ローン利用者向け) ~R4.12

- ⇒ 一定の増改築等を行った場合、毎年の住宅ローン残高の一定割合(注)を最大13年間、所得税から控除する制度(所得税から控除しきれない場合、翌年の住民税からも一部控除)。
- ・2020年(R2年)中に入居の場合、控除期間は最大13年間(消費税率10%適用の場合)。
 - ・2021年(R3年)中に入居の場合、控除期間は10年間。
- ※新型コロナウイルス感染症関係の適用要件弾力化措置の適用を受ける場合は13年間。
 ※契約期限(R2.12~R3.11)と入居期限(R4.12)を満たす場合、控除期間は13年間。

居住開始年	控除対象限度額	控除率	控除期間	最大控除額
H26.4~ R4.12	4,000万円	最大 1.0%	最大 13年間	480万円

(注) 1~10年目: 1%
 11~13年目: 消費税2%分の範囲で減税

所得税(投資型・現金購入者向け) ~R3.12

⇒ 標準的な費用額の10%を所得税額から控除

対象工事	対象限度額	最大控除額
耐震	250万円	25万円
バリアフリー	200万円	20万円
<u>省エネ</u>	250万円 (350万円)	25万円 (35万円)
三世帯同居	250万円	25万円
長期優良住宅化リフォーム		
耐震+省エネ+耐久性	500万円 (600万円)	50万円 (60万円)
耐震・省エネのいずれか+耐久性	250万円 (350万円)	25万円 (35万円)

※ カッコ内の金額は、太陽光発電を設置する場合

- ※長期優良住宅化リフォームにより特例を受ける場合は、増改築による長期優良住宅の認定の取得が必要。
- ※耐久性工事とは、劣化対策工事、維持管理・更新の容易性を確保する工事をいう。

所得税(ローン型・ローン利用者向け) ~R3.12

⇒ ローン残高の一定割合を所得税額から控除

対象工事	対象ローン限度額	控除率	最大控除額 (5年間)
バリアフリー <u>省エネ</u> 三世帯同居 長期優良住宅化リフォーム 【省エネ+耐久性】	250万円	2.0%	62.5万円 ($250万円 \times 2\% \times 5年 = 25万円$ $750万円 \times 1\% \times 5年 = 37.5万円$)
その他工事	2.0%分と合計して1,000万円	1.0%	

固定資産税 ~R4.3

⇒ 固定資産税の一定割合を減額

対象となる改修住宅	減額割合	減額期間
耐震	1/2	1年(*)
バリアフリー	1/3	1年
<u>省エネ</u>	1/3	1年
長期優良住宅化リフォーム (耐震・省エネのいずれかを行うことが必須)	2/3	1年(*)

(*) 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の耐震改修は2年間1/2減額(長期優良住宅化リフォームの場合は1年目2/3減額、2年目1/2減額)

長期優良住宅認定基準の見直しに関する検討会(第1回令和3年6月29日開催、国交省所管)国交省説明資料(参考資料3)より

→不動産取得税には、耐震改修を行った場合(≠省エネ改修)にのみ、一定の減額措置がある。

令和2年12月の京都府条例および京都市条例の改正により、
 新築・増築の建築物への再生可能エネルギー利用設備の**導入・設置義務が拡大・強化**され、
 建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備の**導入・設置に関する説明義務**が
 設けられている。

	建築主の義務 (導入・設置義務量)	建築士の義務
特定建築物 (2,000㎡以上)	再エネ利用設備の導入・設置義務※1 (延床面積により6万~45万MJ/年)	説明義務・説明内 容の保管義務※3
準特定建築物 (300㎡以上 2,000㎡未満)	再エネ利用設備の導入・設置義務※2 (3万MJ/年)	
小規模 (10㎡以上 300㎡未満)	努力義務	

※1 特定建築物に係る導入・設置義務量は、令和4年3月31日まで3万MJ/年、令和4年4月1日から導入・設置義務量が上記のとおり引き上げられる。

※2 準特定建築物に係る導入・設置義務は、令和4年4月1日施行。

※3 京都府条例では、特定建築物および準特定建築物のみが保管義務の対象。
 (=京都市内を除く建築物については、小規模建築物は保管義務の対象外)

- ①地域住民と協働して再エネ設備の導入を支援する団体（導入等支援団体）に対する、**府民税均等割と不動産取得税の課税免除**
- ②再エネ設備と蓄電池等を同時に導入する中小企業等（自立的地域活用再エネ導入等計画の認定事業者）に対する、**法人・個人の事業税の減免**（設備取得価額の1/3（上限：1,000万円））の税制優遇措置を講じている。

自立的地域活用再エネ導入等計画（上記②）に係る支援制度の詳細

	対象事業(1)	対象事業(2)
対象者	中小企業者（資本金の額1億円以下）、社会福祉法人、学校法人、医療法人、個人事業者等	特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、その他知事が定める団体
対象事業	再生可能エネルギー設備と効率的利用設備（蓄電池・EMS）を新設・増設し、 <u>自己消費を目的</u> として発電を行う事業 ※自己消費を目的とするため、 <u>FITによる全量売電は認められない。</u>	地域住民と協働し、再生可能エネルギー設備を新設・増設し、得られたエネルギーを当該地域で利用する事業
対象施設	再生可能エネルギー設備（太陽光発電等）及び効率的利用設備（蓄電池・EMS等）	再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備は対象外）
支援制度	計画認定に基づく設備導入に際して、以下の いずれかの優遇を受けることができる。	
税減免	計画認定に基づく設備導入に関する 法人事業税・個人事業税の減免 ・設備取得価額の1/3（上限1,000万円） ※計画認定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	
補助金	計画認定に基づく設備導入に関する 補助金の交付 ・補助対象経費の1/3（上限400万円） ※再生可能エネルギー設備、蓄電池及びEMSの3種を導入する場合は補助対象経費の1/2（上限400万円） ※補助金申請期間：令和3年5月6日から令和4年1月28日まで	

太陽光発電 エネファーム 蓄電池など スマート・エコ製品の設置に補助金交付！！

令和3年度 スマート・エコハウス 普及促進事業補助金

滋賀県では、家庭においてエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」取組を総合的に広めるため、個人の既築住宅において、スマート・エコ製品を設置する場合、経費の一部を補助しています。



令和2年度からの主な変更点

- ・過去に補助金を受けていても、別区分であれば補助金交付可（例：以前、太陽光で補助を受けたが、今回蓄電池で申請）
- ・太陽光発電システムを単独で設置する場合、HEMSの購入が必須

補助対象設備

【スマート・エコ製品】

太陽光発電、高効率給湯設備（エネファーム、エコキュート等）、
太陽熱温水器、蓄電池、V2H、窓断熱設備

※各設備ごとに設備要件・補助要件があります。
※太陽光発電を補助対象とする場合は、その他のスマート・エコ製品またはHEMSを併せて設置・購入することが必要です。（裏面確認図参照）

補助事業の流れ

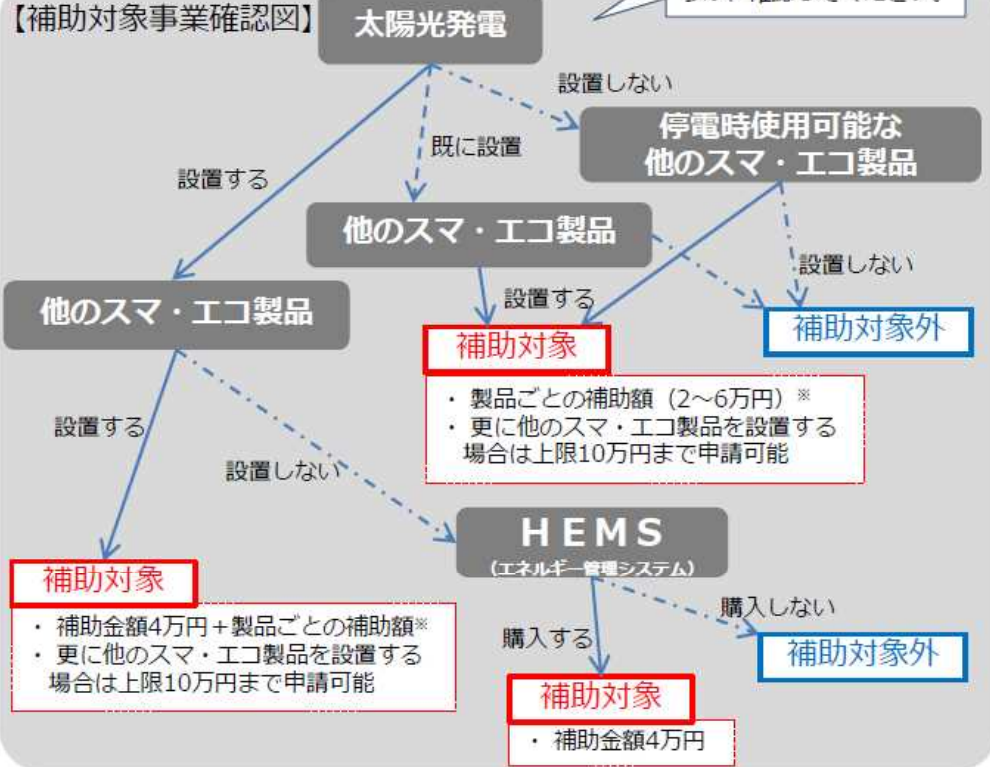


お問い合わせ先

▷公益財団法人淡海環境保全財団（滋賀県地球温暖化防止活動推進センター）
〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町宇掃帆2108番地 TEL：077-569-5301
補助制度の詳細、申請様式は淡海環境保全財団HPに掲載しています。
【<https://www.ohmior.jp/ondanka/r03smart-eco/>】

※ 個人用既築住宅が対象です

【補助対象事業確認図】



※ 太陽光発電以外のスマート・エコ製品の補助額

エネファーム	6万円
蓄電池	5万円
V2H	4万円
エコキュート等高効率給湯器	2万円
太陽熱温水器	2万円
窓断熱設備	2万円

お気軽にお問い合わせ
合わせください！！



- 個人用既築住宅に、スマート・エコ製品を設置する場合に補助の対象となります。
- スマート・エコ製品の設置やHEMSの購入は、令和3年4月1日以降、令和4年1月31日までに実施する必要があります。
- 高効率給湯器から高効率給湯器への更新は対象外とします。（エネファーム以外からエネファームへの更新は可）
- その他、設備要件や補助要件を満たす必要があります。（詳しくはHP掲載「補助金申請の手引き」等参照）

ポイント1

CO₂ネットゼロ社会の実現に向けて、本県に限らず全国的に、住宅・建築物のさらなる省エネ対策・再エネ対策が求められる状況下において、本県で独自に何らかの税制優遇に取り組むべきか。
(備考)

- ①人口減少に伴う世帯減少局面への転換を見据えると、新築住宅が必要以上に増えることは望ましくないのではないか。
- ②地方税である不動産取得税や固定資産税については、新築住宅をはじめ、既存の優遇税制が手厚く、優遇する余地があまりないことから、既存税制も見直しつつ、省エネ・再エネの設備投資が進むような税制のあり方を志向すべきではないか。(例えば、省エネ性能が高いものほど、税制上も優遇されるようなあり方など。)

ポイント2

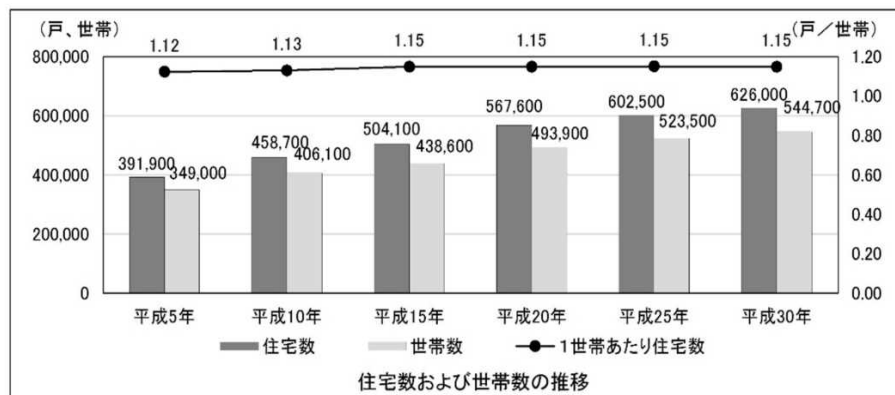
県独自の取組としては、温対法の改正により新たに設けられた「促進区域」や、脱炭素化ロードマップにおいて示された「脱炭素先行地域」など、面的なエリア指定と組み合わせる形で、一定の設備投資等に対して、課税免除や不均一課税を実施することが考えられるか。
(備考)

課税免除や不均一課税を実施するにあたっては、交付税による減収補てん措置の創設を要望することも考えられる。

ポイント3

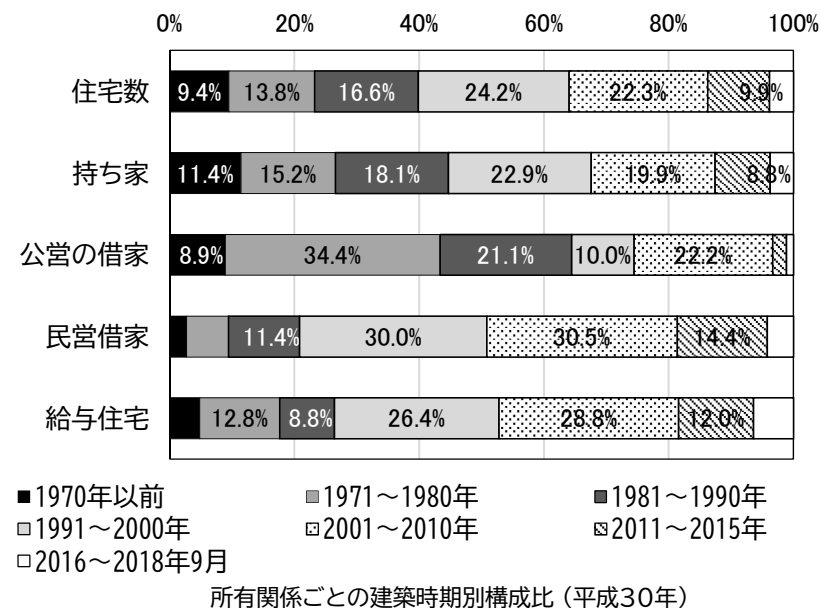
次回以降御議論いただく、「地域公共交通を支えるための税制」にも関連してくるが、運輸部門において、次世代自動車への転換や、地域公共交通への転換を促すための税制のあり方として、地方から提言すべきことには、どのようなことがありうるか。

- 平成30年（2018年）における住宅数（626,000戸）は世帯数（544,700世帯）に対し約15%多くなっており、住宅ストックは量的に充足しています。
- 直近10年間（平成20年から平成30年）で世帯数は約50,800世帯増（493,900世帯→544,700世帯）に対して、住宅数は約58,400戸増（567,600戸→626,000戸）と、世帯数の増以上の住宅数の増加が継続しています。



出典：住宅・土地統計調査（総務省）

- 国立社会保障・人口問題研究所によると、本県の世帯数は令和12年(2030年)にピーク（555,000世帯）となり、その後減少に転じる（2040年に541,000世帯）見通しです。
出典：「日本の世帯数の将来推計」（2019年推計）社人研
- 持ち家の26.6%が昭和56年（1981年）より前に建築されており、現行の耐震基準を満たしていない可能性があります。



出典：住宅・土地統計調査（総務省）

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

新設

- 2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠**。
- このため、**産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設**。計画認定制度に基づき、**①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備**の導入に対して、**最大10%の税額控除又は50%の特別償却を新たに措置**※する。

※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、後述のDX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。

制度概要

【適用期限：令和5年度末まで】

①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入

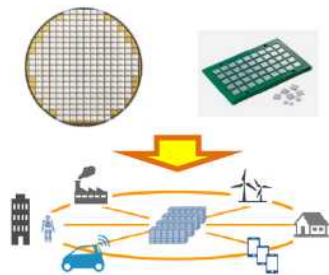
○温室効果ガス削減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与が見込まれる製品の生産に専ら使用される設備
※対象設備は、機械装置。

<措置内容>

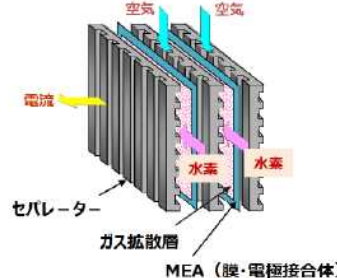
税額控除10%又は特別償却50%

<製品イメージ>

【化合物パワー半導体】



【燃料電池】



②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

○事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要となる設備（※）
※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上。

<炭素生産性の相当程度の向上と措置内容>

3年以内に10%以上向上：税額控除10%又は特別償却50%
3年以内に7%以上向上：税額控除5%又は特別償却50%

<計画イメージ>

【外部電力からの調達】



【エネルギー管理設備】

新規導入

生産ライン①
生産設備

生産ライン②
生産設備

生産ライン③
生産設備刷新

対象